建築工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

神戸市建築技術管理委員会

１．目的

入札時積算数量書活用方式は、建築工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

２．用語の定義

(1) この要領において「数量基準」とは、神戸市公共建築工事積算基準第５二に定める「神戸市建築工事積算要領」をいう。

(2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。

(3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、神戸市建築工事積算基準第４に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。

(4) この要領において「工事費内訳書」とは、入札において入札参加者から提出される内訳書をいう。

３．対象工事

原則として、発注者が指定する競争入札に付する建築一式工事に適用する。

４．対象工事である旨の明示等

(1) 本方式の対象工事である旨の明示は、入札公告兼入札説明書の書面（以下「入札説明書」という。）への記載（電磁的記録を含む。） により行うものとする。

(2)本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、神戸市建築工事特記仕様書又は改修特記仕様書に別記１に掲げる事項を記載するものとする。なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、神戸市工事請負契約約款第 23 条に定めるところによるものとする。

５．入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1)入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書の添付資料として、公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2)入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3)工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4)工事内訳明細書の提出

契約後に、神戸市工事請負契約約款第３条第１項に基づき工事内訳明細書の提出を求める場合、工事内訳明細書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めることができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、協議を求めることができないものとする。

② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和６年４月１日から適用する。

（別記１）建築工事特記仕様書又は改修特記仕様書における記載例

「総　則」

５．入札時積算数量書活用方式

○ 入札時積算数量書は神戸市工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、数量通りの施工を義務付けるものではないが、入札時積算数量書に疑義が生じた場合における協議は入札時積算数量書に基づき行い、請求等は下記のとおりとする。

（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）

(1) 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、確認を求めることができないものとする。

(2) (1) の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(3) 監督職員は、(1) の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

(4) (3) の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

(5) (4)の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第 23 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第１項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。